

**手付 宅建 H21-10-2 <<#714>>**

**【問】 正誤をつけよ。**

Aを売主、Bを買主として甲土地の売買契約を締結した。BがAに解約手付を交付している場合、Aが契約の履行に着手していない場合であっても、Bが自ら履行に着手していれば、Bは手付を放棄して売買契約を解除することができない。

**【答え】 誤り**

**<<ポイント>> 手付【宅建 ★入門】**

買主が売主に手付を交付したときは、**買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を現実に提供して、契約の解除をすることができる。**ただし、**その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない。**（民法 557 条）

- ⇒ **相手方が履行に着手した後は、手付解除できない**  
**（自分が履行に着手しているか否かは関係がない）**